

公取北海道 NEWS

＜令和8年1月号＞



公正取引委員会シンボルマーク

このシンボルマークは、市場や経済の動きを常に「ウォッチ」しているという公正取引委員会の役割を、外円及びマーク全体により、市場の番人の「眼」をイメージして表現している。

また、「自由」かつ「公正」な市場の実現という独占禁止法の目的を、それぞれ、大空を自由に舞う「鳥」と偏りのない「真円」により表現している。

全体のイメージは、世界の競争当局と連携して活動する公正取引委員会のグローバル感を同時に表しているもので、新たな時代に入った競争政策を担う公正取引委員会を、このシンボルマークによって表現している。

公正取引委員会事務総局 北海道事務所

※ 本通信は、令和8年4月より、現在の郵送からメールでの配信に移行することとしました。
現在、本通信をお読みいただいている皆様には令和8年3月まで引き続き本通信をお送りするとともに、メールアドレスを御登録いただきますとメールでも配信いたします。
つきましては、メールアドレスの御登録をお願いいたします。
詳細は8頁を御覧ください。

全道で取適法説明会開催中！

1月30日(金)、釧路市にて取適法説明会を実施します。

先着順ですので御興味のある方は早めにお申し込みください！

詳しくは公正取引委員会北海道事務所のHPを御確認下さい。

開催日 開催時間	募集定員	会場	会場参加可能人数 (1事業者※当たり)	開催概要	申込先
令和7年9月26日(金) 13:30～15:00	90名 (先着順)	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 北海道経済産業局 6階 会議室		こちら	終了
令和7年11月7日(金) 10:00～12:00	90名 (先着順)	北海道旭川市緑が丘東3条2丁目1 番1号 旭川高等技術専門学院 講堂		こちら	終了
令和7年11月13日(木) 10:00～12:00	50名 (先着順)	北海道北見市末広町350番地 北見高等技術専門学院 講堂	6名以上申し込みされる 方はお手数ですが、もう 一度お申し込みください	こちら	終了
令和7年12月1日(月) 13:30～16:30	70名 (先着順)	北海道苫小牧市本町1丁目6番1号 苫小牧市文化交流センター 講習室		こちら	終了
令和7年12月17日(水) 14:00～16:00	60名 (先着順)	北海道函館市美原4丁目6番16号 渡島総合振興局 講堂		こちら	終了
令和8年1月30日(金) 09:30～11:30	60名 (先着順)	北海道釧路市大楽毛南1丁目2番51 号 釧路高等技術専門学院 講堂		こちら	申込みはこちら

お申し込みは[こちら](#)から。



II 事件処理①

東芝産業機器システム(株)及び東芝ホクト電子(株)に対する勧告等について

とっきんの事件ポイントざっくり解説！

☑ 今回の事件は

東芝産業機器システムと東芝ホクト電子が
「不当な経済上の利益の提供要請」を行った事件だよ！



☑ 事件の特徴は…

- ① 2社は、それぞれ、製品等の発注を長期間しないのに、受注者に金型等を無償で保管させていたんだよ！
- ② 同じ企業グループの子会社2社に同時に勧告を行って、グループ企業向けに金型等に関するガイドラインや契約書のひな形を作成した親会社にも改善を申入れしたんだよ。
- ③ 北海道内に所在する事業者が、金型等の無償保管で勧告を受けたのは初めてだよ！

☑ メッセージ

委託事業者やグループ企業の親会社の皆さん！

金型等の保管がどんな場合に違反になるか知っているかな？

「よくある質問コーナー(取適法)Q119」を見てみてね！



東芝産業機器システム株式会社 東芝ホクト電子株式会社に対する勧告（概要）



発注者

東芝産業機器
システム

製造委託の内容

電動機、変圧器、受配電盤、制御盤、汎用インバータ等の製品等及びその部品の製造を委託



違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

東芝産業機器システムは、遅くとも令和6年2月1日以降、
本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者47名に
対して合計1,510個の金型等を、自己のために無償で保管させていた。



東芝ホクト電子

製造委託の内容

マグネットロン、サーマルプリントヘッド等の部品等の製造を委託



違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

東芝ホクト電子は、遅くとも令和6年4月1日以降、
本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者14名に
対して合計483個の金型等を、自己のために無償で保管させていた。



公正取引委員会による勧告の内容（注）

- 下請事業者（受注者）に対し、無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 今後、中小委託事業者に対し、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 取適法の遵守体制を整備することなど

（注）下請法は、令和7年改正により、
令和8年1月、取適法と改称された。下
請法において「下請事業者」と呼称され
ていた事業者は、令和8年1月以降にな
れた製造委託等との関係では「中小受
託事業者」と呼称される。



報道発表資料は[こちら](#)。

II 事件処理②

東洋電装(株)に対する勧告について

どっきんの事件ポイントざっくり解説！

☑今回の事件は東洋電装が
「返品」と「不当な経済上の利益の提供要請」
を行った事件だよ！



☑事件の特徴は…

- ①東洋電装に勧告するのは2回目なんだ！
令和元年9月にも下請法違反（減額）で勧告を受けているんだ。
- ②返品した製品は総額約563万円分なんだ。
返品するときの送料も負担させていたんだ。
- ③下請事業者に無償で保管させていた金型等の数は合計907個！
金型等を回収するときの送料も負担させていたんだ。

☑メッセージ

親事業者の皆さん！下請法違反行為が繰り返し行われることがないよう、社内研修や監査などをしっかり行ってね！



東洋電装株式会社に対する勧告（概要）

●下請取引の内容

東洋電装が販売し又は製造を請け負う自動車用の電装部品等の製造（製造委託）



電装部品の例（東洋電装提供）

●違反行為の概要

①返品

製品を受領した後、下請事業者27名に対し、約563万円分（※）の製品を返品した（令和5年12月1日～令和7年4月30日）。

- ・受入検査を行っていないにもかかわらず瑕疵があること等を理由とした返品
- ・受入検査合格品について直ちに発見することができる瑕疵があること、瑕疵の可能性があることを理由とした返品

（※）東洋電装が一部の下請事業者に負担させていた返品に係る送料の額を含む。
なお、東洋電装は、下請事業者に対し、返品した製品の下請代金相当額及び送料を既に支払っている。

②不当な経済上の利益の提供要請（金型等の無償保管）

下請事業者に対して自社が所有する金型等を貸与していたところ、遅くとも令和5年12月1日以降、

- ・金型等を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者57名に対し、合計907個の金型等を自己のために無償で保管させていた。
- ・合計221個の金型等の回収に係る費用を下請事業者16名に負担させていた。



下請事業者（63名）

公正取引委員会による勧告の内容

- 下請事業者に無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額及び金型等の回収に係る費用に相当する額を、公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 今後、下請事業者に対し、返品及び不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 下請法の社内遵法管理体制を整備することなど

東洋電装は、令和元年9月30日に、下請法違反（減額）で勧告を受けており、今回、下請法全般を対象に再発防止のための社内遵法管理体制の整備（定期的な社内監査、役員を含めた定期的な研修）を勧告した。

報道発表資料は[こちら](#)。



II 事件処理③

(株)マキタに対する勧告について

とっきんの事件ポイントざっくり解説！

☑ 今回の事件はマキタが、
「不当な経済上の利益の提供要請」
を行った事件だよ！

☑ 事件の特徴は…

①過去の勧告では「自動車部品」に関する金型の無償保管事案が多かったけど、**「電動工具」の分野の金型に対する勧告は、全国初**だよ！

②**中部経済産業局が調査を行い、中小企業庁長官からの措置請求を受けて公正取引委員会が勧告**を行ったんだ。これからも地方機関同士でもっと連携して取引適正化に取り組んでいくよ！

☑ メッセージ

親事業者の皆さん、金型の無償保管などの下請法違反が行われていなか **自主点検**をしてね！そして、違反が見つかった場合には公正取引委員会に**自発的申出**をしてね！

 公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

株式会社マキタに対する勧告（概要）

中小企業庁長官からの措置請求（注1）案件

●下請取引の内容
自社が販売する電動工具の部品等の製造を委託

（株）マキタ（親事業者）

電動工具の部品等の製造を委託する際に、
（株）マキタが所有する金型を貸与

※電動工具の例（株）マキタ提供

※金型保管のイメージ図

●違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請（注2））
（株）マキタが貸与した金型を用いて製造する電動工具の部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該金型を自己のために無償で保管させていた（下請事業者84名・金型3,214型）。

※ なお、（株）マキタは、金型3,214型のうち1,176型を廃棄又は回収し、また、下請事業者に対し、協議を行い請求書を徴収した上で、無償で金型を保管させていたことによる費用に相当する額（2616万5689円）を支払っている。

下請事業者（84名）
(電動工具の部品等の製造)

公正取引委員会からの勧告の内容

今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないことを取締役会の決議により確認すること

自社の発注担当者に対して金型の適切な管理に特に留意した下請法の研修を行ななど社内体制の整備のために必要な措置を講ずることなど

注1 措置請求
中小企業庁長官が、下請法第4条に違反する事実があるかどうか調査し、その事実があると認めるときに、公正取引委員会に対し、下請法の規定に従い適当な措置を探るべきことを求ること（下請法第6条）。

注2 不当な経済上の利益の提供要請
下請法は、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供されることにより、下請事業者の利益を不当に害することを禁止（下請法第4条第2項第3号）。

報道発表資料は[こちら](#)。



II 事件処理④

センコー(株)に対する勧告について

とっきんの事件ポイントざっくり解説！

☑今回の事件はセンコーが、
「不当な経済上の利益の提供要請」
を行った事件だよ！



☑事件の特徴は…

- ①**下請事業者に、無償で、荷役作業やその他運送に附帯する業務、長時間の荷待ち**を行わせていたんだ。
- ②**物流業界**について、下請事業者に**役務を無償で提供させた**として公正取引委員会が勧告を行った**はじめて**の事例なんだ。

☑メッセージ

物流に関わる事業者の皆様は、**物流事業者に運送以外の業務をお願いするときや長時間の待機が発生するときは、その対価を支払うようにしてね！**



センコー株式会社に対する勧告（概要）



公正取引委員会からの勧告の内容

- 無償で荷役作業、附帯業務及び長時間の荷待ちを行わせたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。
- 下請事業者に対し、令和4年1月2日から令和7年1月2日までの間、自社が管理する施設内において、無償で、荷役作業、附帯業務又は長時間の荷待ちをさせた事実の有無について調査し、当該事実の存在が認められた場合には、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を講じることなど

（注）不当な経済上の利益の提供要請の禁止
下請法は、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害することを禁止（下請法第4条第2項第3号）

報道発表資料は[こちら](#)。



II 事件処理⑤

杉本電機産業(株)に対する勧告について

とっくんの事件ポイントざっくり解説！

☑ 今回の事件は杉本電機産業が
「下請代金の減額」と「返品」
を行った事件だよ！

☑ 事件の特徴は…

①自社が販売するプライベートブランド商品について、下請法上問題となる典型的な減額や返品を続けてきたんだ！

②令和元年以降の商社・卸売業に対する勧告事例としては5件目だよ！

☑ メッセージ

親事業者の皆さん！
商社でもプライベートブランド商品を製造委託していたら下請法が適用される場合があるから要注意だよ！

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

杉本電機産業株式会社に対する勧告（概要）

杉本電機産業株式会社（電気設備資材等の販売）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

● 下請取引の内容
自社が販売する電気設備資材等（ケーブル、ケーブル支持材、ボックス等）の製造を委託

● 違反行為の概要
①減額
下請事業者9名に対し、下請代金の額から総額約2469万円を減額（注1）した。
(内訳) 現金割引料：約1000万円（下請事業者8名）
割戻：約970万円（下請事業者4名）
達成リペート：約489万円（下請事業者4名）
カタログ掲載費用：約10万円（下請事業者6名）

②返品
下請事業者4名に対し、下請事業者から電気設備資材等を受領した後、当該資材等に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該資材等に瑕疵があることを理由として、総額約13万円分の電気設備資材等を返品（注2）した。

下請事業者（9名）
電気設備資材等の製造

公正取引委員会からの勧告の内容

➢ 以下の点について、取締役会の決議により確認すること
・下請代金の額から「現金割引料」等の額を減じていた行為及び下請事業者から受領した電気設備資材等に係る品質検査を行っていないにもかかわらず返品していた行為が下請法の規定に違反するものであること
・今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の減額及び返品を行わないこと
➢ 下請法の遵守体制を整備することなど

(注1) 下請代金の減額
下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法第4条第1項第3号違反となる。

(注2) 返品
下請法では、受領した商品等に係る品質検査を行わない場合は、受領した商品等に瑕疵等があったとしても、返品すると下請法第4条第1項第4号違反となる。親事業者が自ら品質検査を行わない場合には、下請事業者等に対し、書面で品質検査を委任する必要がある。

報道発表資料は[こちら](#)。



III 最近のトピック①

とりてきほう 今月から「下請法」は「取適法」に！



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

法改正について 取適法 振興法 詳しい情報 関連リンク



特設サイトは[こちら](#)。



III 最近のトピック②

労務費転嫁指針 改正

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(以下「労務費転嫁指針」といいます。)を策定・公表しているところ、令和7年12月26日、「労務費の適切な転嫁に向けた取り組み事例」等を追加するとともに下請法が取適法に改められることなどを踏まえて、改正を行いました。

改正後の労務費転嫁指針は[こちら](#)。



公取委北海道事務所通信の名称が変わり、 メールマガジンになります！

このたび、「公取委北海道事務所通信」は「公取北海道NEWS」に名称変更しました！

これまで紙媒体でお届けしていた事務所通信を、メールでの配信及び当事務所 HP でのお知らせに変更することに合わせ、名称についてもより多くの方に公正取引委員会の活動がお届けできるよう一新することとして命名しました。

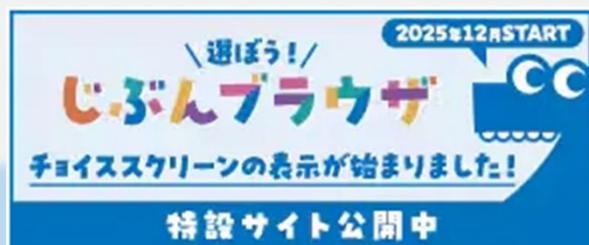
今後は、最新号の PDF ファイルを一定期間、HPに掲載するとともに、配信先メールアドレスを御登録いただいた皆様に、公取北海道NEWSをメールで配信いたしますのでご期待ください！

https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/hokkaidonews.html

配信先の御登録方法はこちら！

【配信先メールアドレス御登録方法】
 「hkdsoumu0416-○-jftc.go.jp」(「-○-」を@に置き換えてください。)に「(所属_氏名) 公取北海道NEWS配信への登録」というタイトルで空メールをもって、御送付ください。
 当方からの登録完了メールをもって、御登録完了となります。
 ※頂いた情報は本件「公取北海道NEWS」配信のために利用するものであり、それ以外の目的で利用することはありません。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします



スマホ新法の施行に合わせてスクリーンチョイスの特設サイトやPR動画（YouTube）が公開されています！

👉公正取引委員会は、各種SNSで情報発信を行っています！👉

X
@jftc



Japan FTC



YouTube
JFTC channel



（旧：）

【発行元】

公正取引委員会事務総局北海道事務所 総務課総務係
電話：011-231-6300（代表）
〒060-0042
札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎